

□確認申請等手数料 (H21.4.1 改定)

	床面積の合計（新築、改築、増築にかかる面積）	確認申請手数料	完了検査手数料
特例あり	30㎡以下のもの	6,000円	12,000円
	30㎡を超え、100㎡以下のもの	10,000円	14,000円
	100㎡を超え、200㎡以下のもの	16,000円	19,000円
	200㎡を超え、500㎡以下のもの	26,000円	26,000円
	500㎡を超えるもの	42,000円	43,000円
特例なし	30㎡以下のもの	10,000円	13,000円
	30㎡を超え、100㎡以下のもの	16,000円	17,000円
	100㎡を超え、200㎡以下のもの	26,000円	22,000円
	200㎡を超え、500㎡以下のもの	50,000円	32,000円
	500㎡を超えるもの	66,000円	53,000円
	工作物	12,000円	13,000円
	工作物の計画変更	7,000円	---

※完了検査は通常火曜日と木曜日の午後に行っておりますが、都合により変更となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
 ※諏訪市による審査の場合は窓口にて専用納付書を発行します。納付書を受け取った後、会計窓口にて手数料を納付してください。県本庁・諏訪建設事務所審査の場合は、長野県収入証紙を添付していただくこととなります。この場合の手数料については、所管行政庁である県にご確認ください。

※計画変更・移転等にかかる確認申請手数料及び移転等にかかる完了検査申請手数料は当該面積に2分の1をかけた面積により算出します。

□構造計算適合性判定手数料加算額

プログラム種別	手数料加算額
大臣認定プログラムを使用した場合	100,000円
それ以外の場合	150,000円

※構造適合性判定が必要な計画の審査には確認申請手数料に加え、上記の加算額が必要となります。

※法第6条第1項第4号に掲げる建築物で、構造適合性判定（ピアチェック）が必要な申請を行う場合には、必ず事前にご相談いただきますようお願いいたします。

□仮設建築物許可申請（法第85条第5項関係）（仮設店舗等）

許可期間	手数料額
1ヶ月以内のもの	60,000円
1ヶ月を超えるもの	120,000円

※法第6条第1項第4号の建築物に限ります。

□全体計画認定（法第86条の8関係）(H21.4.1 新設)

対象	手数料額
既存不適格建築物に係る工事の全体計画の認定又は変更の申請	27,000円

※法第6条第1項第4号の建築物に限ります。

□道路位置指定（法第42条第1項第5号関係）(H21.4.1 新設)

対象	手数料額
法第42条第1項第5号による道路位置指定申請	50,000円